地域猫活動ガイドライン

令和８年７月

北九州市

目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　猫の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）飼い猫
（２）飼い主のいない猫
（３）地域猫

３　地域猫活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）地域猫活動
（２）地域の理解

４　北九州市の地域猫活動支援について・・・・・・・・・・・３
（１）各々の役割
（２）活動の進め方
（３）活動報告
（４）活動の終わり方

５　地域猫活動支援事業における活動の実務・・・・・・・・・５
（１）活動計画の策定
（２）給餌
（３）トイレ
（４）捕獲と不妊去勢手術
（５）対象猫の追加
（６）新たな飼い主探し

参考資料
１　北九州市地域猫活動支援事業実施要綱・・・・・・・・・８
北九州市地域猫活動支援事業における登録申請及び支援に関する要領

２　地域猫活動支援事業における活動内容・・・・・・・・・25

１　はじめに

本市では、人と動物の共生社会を目指し、平成２６年に「致死処分ゼロ社会宣言」を行いました。その後５年間にわたり施策を集中的に推進したことにより、まずは「致死処分ゼロ」を達成しました。さらに令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正等に合わせた継続的な取組により、動物愛護センターへ収容される猫の数は年々減少しています。

こうした取り組みの結果、現在は病気などのやむを得ない理由を除き、致死処分ゼロを継続することができています。

しかし、猫に関する苦情件数は横ばい状態であり、地域で生じる飼い主のいない猫（野良猫）に起因する諸問題は解決されていないことがうかがえます。

猫は、野生動物と違って愛護動物であるため、人と密接に関わる動物として、適正な愛護や管理が求められています。野良猫も愛護動物であるため、野良猫への餌やりは法律で禁止されていません。このため、無責任に餌やりを続けると、繁殖力の強い猫は爆発的に数が増え、糞尿や鳴き声等で私たちの生活環境が悪化します。

仮に、餌やりを禁止しても、野良猫はゴミを漁り、民家に侵入して食べ物を盗み食いするようになります。また、お腹を空かせた猫を見れば、つい餌を与えたくなる人もいます。このように、餌やりを禁止しても野良猫は減りません。

さらに、愛護動物である野良猫は、処分を目的として捕獲することはできません。

本市では、地域における野良猫に起因する諸問題の解決を目指し、平成２４年度から『地域猫活動支援事業』を開始しました。「地域猫活動」とは、地域にいる飼い主のいない猫の問題を、地域住民（地域猫活動団体）・地域猫活動支援ボランティア・行政の三者が協力し合って解決を目指すことにより、人と猫とが共生する地域づくりをしていくという考え方です。

地域猫活動は、地域の「猫が好きな方」、「あまり関心のない方」及び「猫に困っている方」全員が、住みやすい生活環境を作るため、お互いに対立するのではなく、歩み寄ることにより、長期的な視点で飼い主のいない猫に起因する諸問題を解決することを目的としています。

市では、令和８年度から従来の『地域猫活動支援事業』を見直し、利用しやすい新たな制度として地域猫活動を支援します。

本ガイドラインは、地域猫活動支援事業を円滑かつ適正に進めるために、本市における地域猫活動等に関する基本的なルールを示しています。

長期間継続することで成果が出る取組みですので、実際に活動に取り組む方、活動を支援するボランティア、そして市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

２　猫の定義

（１）飼い猫

特定の飼い主（所有者）により飼養管理されている猫をいいます。

屋内だけで完全室内飼育している猫、屋内と屋外を行き来する猫、屋外だけで飼育している猫がいます。

（２）飼い主のいない猫

特定の飼い主（所有者）がいない猫をいいます。屋外で人と関わりながら生活している猫や自活している猫がおり、いわゆる「野良猫」のことです。

（３）地域猫

飼い主のいない猫のうち、地域住民の理解を得たうえで、地域住民等で構成する地域猫活動団体（以下、活動団体という。）が飼養管理する猫をいいます。飼養管理について地域住民と活動団体でルールを作り、不妊去勢手術や餌の管理、排泄物の処理などが適正に行われている猫をいいます。

※一定のルール（餌やりやトイレの管理等）に従って飼養管理されていない猫や地域住民の理解が得られていない猫は、「地域猫」ではありません。

３　地域猫活動

（１）地域猫活動

地域猫活動とは、地域住民の理解の下、その地域住民を代表とする団体（活動団体）が主体となって、不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理等を行うことにより、野良猫による生活環境被害を軽減しつつ、猫に一代限りの命を全うさせ、数年かけて地域から野良猫を減らしていく、地域環境を改善するための取組みです。

地域にいるすべての猫に不妊去勢手術を施せば、数年後には飼い主のいない猫はいなくなります。地域の生活環境を維持しつつ、地域猫に一代限りの命を全うさせることが地域猫活動の目指すあり方です。

なお、地域猫活動自体は、法令で定められておらず、行政が許可等を行う制度ではありません。

（２）地域の理解

地域住民に地域猫活動の趣旨を十分に説明し、その地域の野良猫に係る問題の解決に向けた取組みについて話し合い、地域の理解を得て活動することが必要です。地域の理解を得るためには、猫が好きな方と苦手な方の双方が納得できるルール作りが最も重要です。

４　北九州市の地域猫活動支援について

本市では、地域の同意など一定の要件を満たし、本市の登録承認を受けた活動団体の地域猫活動に対し支援を行っています。この地域猫活動は、以下のとおり登録承認を受けた活動団体だけでなく、地域猫活動支援ボランティア（以下「ボランティア」という。）や北九州市動物愛護センター（以下「センター」という。）など、様々な関係者が相互に連携を図りながら活動を進めていくものです。

【参考資料１　北九州市地域猫活動支援事業実施要綱を参照】

（１）各々の役割【詳細は「参考資料２　地域猫活動支援事業における活動内容」を参照】

〇活動団体【地域猫活動の主体】

・地域猫活動を行う主体で、地域住民１名を代表とした複数名から成る団体です。

・猫の捕獲やセンターへの猫の送迎、給餌やトイレの管理、地域住民への広報等を行います。

〇ボランティア【活動団体を支援】

・活動団体に対し、活動方法の助言等を行います。

〇行政【活動団体やボランティアを支援】

・活動団体が地域猫活動を円滑に実施できるように、不妊去勢手術の実施の他、地域の理解を得られやすいように地域住民への説明等の支援を行います。

（２）活動の進め方

〇センターに相談する

センターが地域猫活動支援事業について説明する。

〇活動団体を組織する

地域住民を代表とする複数名から成る活動団体を組織します。

〇ボランティアが現地に赴き、地域猫活動を可能とするために必要な事項や準備等についてアドバイスします。

〇地域へ説明する、町内会長または自治会長の同意（様式第６号）を得る

活動団体、ボランティア及びセンター職員が地域猫活動について地域住民に説明します。その後、地域住民の理解が得られるルール作りを行い、活動について町内会長の同意を得ます。

〇地域の実態を把握する〔猫の管理表（様式第５－２号）作成等〕

地域にいる猫について、屋外で飼育している飼い猫か地域猫活動の対象となる猫かを区別し、頭数、特徴（毛色、柄、性別、推定年齢等）を調査・記録します。可能であれば写真も撮影します。

〇活動団体登録申請書（様式第１号、様式第５号等）を提出する

申請書に必要書類を添付してセンターに申請します。条件を満たしていれば登録

承認し、後日、郵便等で通知します。

〇地域猫活動の開始前

活動を開始することや不妊去勢手術のために野良猫を捕獲すること等を地域住民にお知らせしましょう。併せて、屋外で飼育されている猫が捕獲されないように、飼い猫には首輪等所有者明示を依頼し、手術されていない飼い猫がいれば、飼い主に対し手術の啓発を併せて行いましょう。

〇不妊去勢手術の実施

地域猫活動を行う上で、対象となる猫全頭の不妊去勢手術が必要です。

センターから捕獲機を借りた（様式第９号）後、ボランティアの助言を受けて対象となる猫を捕獲し、手術依頼書（様式第１０号）とともにセンターへ運びます。

センターでは不妊去勢手術（無料実施）の際に耳先をＶ字にカットします。手術後の猫を元居た場所に戻します。

〇給餌、排せつ場所の管理

地域住民の迷惑にならず、土地管理者の許可が得られた場所〔承諾書（様式第７号）が必要〕を確保します。毎日定時定点で給餌し、給餌後は餌の残りや容器を必ず撤去します。

トイレは、猫が排泄するのに十分な大きさの容器（プランター等）に、土や砂を入れたものを設置し、排泄した部分の土等を毎日入替えてください。

〇巡回パトロール

新たに地域に移動してきた飼い主のいない猫（流入猫）や捨て猫等の把握のため活動地域内の巡回パトロールを定期的に行いましょう。捨て猫禁止のチラシ回覧やポスター掲示（許可をもらう）も行いましょう。巡回パトロールと並行して地域の美化活動も併せて行うと、地域からの理解が得られやすくなります。

〇活動内容の定期的な広報

地域住民に対して、月１回程度の頻度で活動内容（成果）をお知らせしましょう。

（３）活動報告

野良猫の寿命は３～５年程度といわれているため、活動期間は５年以上を要します。地域猫活動の状況等（４月～３月）について、毎年４月末までにセンターへ報告してください。

（４）活動の終わり方

寿命を終える等で、対象となる地域猫がいなくなれば、その地域での活動は終了となります。登録廃止届（様式第４号）をセンターに提出し、活動が終了したことを地域住民にお知らせしましょう。

５　地域猫活動支援事業における活動の実務

（１）活動計画の策定

・猫の個体数、猫の情報を把握し、可能であれば写真を撮ります。
・主な生息場所、餌場・トイレ設置場所等の活動拠点の他、住居、商店、公園、空き地、駐車場を図示した活動地図を作成します。
・活動拠点（餌場・トイレ設置場所）は、近隣住民に迷惑がかからず人目に付きにくい場所を選び、土地等管理者の承諾を得て決定します。
・活動団体の中で役割を分担します。役割が特定の人に偏ってしまうと、その方が病気等になった時に、対処できなくなります。
・活動地域外からの流入猫や捨て猫の有無についての把握に努めます。捨て猫があると、活動の効果が低減してしまうので、管理者の許可を得た上で遺棄防止についての看板や見回りにより、捨て猫の防止を徹底します。
・地域猫活動に関して苦情や問題が発生した場合は、活動団体が責任を持って対処します。苦情や意見等は真摯に受け止め、記録として残しておきましょう。
必要に応じてボランティアやセンターに相談してください。

（２）給餌

・地域住民の迷惑にならず、土地管理者の許可が得られた場所を確保します。
・毎日、定時定点（同じ時間、同じ場所）で給餌し、給餌後は速やかに餌の残りや餌の容器を撤去します。容器は、その都度洗います。
・栄養面で安全安心なキャットフードを与えます。人間の食べ物や残飯は与えないようにしましょう。
・置き餌や給餌後に放置すると、管理している地域猫以外の猫や野生動物、衛生害虫を誘引するほか、悪臭の原因となるので、やめましょう。

（３）トイレ

・猫は食後に餌場の近くで排泄しますので、トイレを餌場の近くの塀ぎわや軒下などの隅や角に設置します。餌場とトイレが近すぎると猫が嫌がるので注意が必要です。夜中も多少の明るさがあるところが作業しやすくなります。
・地域住民の迷惑にならず、土地管理者の許可が得られた場所に設置します。
・猫の排泄に十分な大きさの容器（猫の体の１．５倍くらいのプランターや育苗箱等）を少なくとも管理する猫の頭数＋１個分設置します。設置場所が多いほど効果が高くなります。トイレのカバーは不要です。
・糞をされている場所の土（砂）を糞も一緒に丸ごとトイレに移し替え、トイレであることを猫に認識してもらいます。マタタビを混ぜることも効果があります。

※元々の被害場所には忌避剤をたっぷり撒いておきます。
・猫は汚いトイレを嫌がりますので、毎日 土や砂の入替えや清掃等行います。
・土や砂が固くならないように定期的にスコップ等で掘り返したり、可能であれば定期的に砂や土を入替えます。
・トイレ周辺のゴミや糞は積極的に清掃し、周辺美化に努めましょう。
・完全に被害を無くすことは難しいかもしれませんが、トイレを設置・管理することで「糞尿被害対策も行っているきちんとした活動団体である」ということをアピールし、被害者に一定の安心感を持っていただくことができます。

（４）捕獲と不妊去勢手術
・猫は年に２～４回ほど妊娠し、１回に４～８頭の子猫を出産するので、増やさないためには不妊去勢手術を全頭実施する必要があります。
・屋外で飼育されている飼い猫が捕獲されないように、飼い猫には予め首輪等で所有者を明示するよう依頼しましょう。また、手術されていない猫がいれば、飼い主に対し手術の啓発を併せて行いましょう。
・センターでは以下のとおり手術の受入れを行います。
対象猫：体重が２ｋｇ以上で、外見上異常がないこと。

	月	火	水	木	金
月曜が平日	持込み	手術	お迎え	→	お迎え
月曜が休日	休所	午前:持込み 午後:手術	手術	お迎え	お迎え

・週に受け入れる手術頭数は、次のいずれかです。
雌３、雌２雄２、雌１雄３、雄５
・手術の事前予約は月曜日までに行ってください。
・手術時の嘔吐防止のため、前日２１時以降は絶食させてください。
・手術済みが分かるように、耳先をＶ字にカット（去勢猫は右耳、不妊猫は左側）し、術後に健康状態を確認しています。
・術後のお迎えは金曜日まで可能としていますが、猫へのストレス軽減のため、できるだけ手術翌日に元の生息場所に戻すようにしてください。
・なお、術後に、飼養管理できないほど大暴れする場合や体調不良となった場合は、活動団体にすぐに連絡します。

（５）対象猫の追加
・地域猫活動の対象となる猫は、原則として申請時に提出した猫の管理表に記載された猫です。
・ただし、次の場合に限り、例外的に対象猫の追加を認めています。追加する場合

は、猫の管理表とともに登録事項変更届（様式第３号）を提出してください。
① 申請時に妊娠しており、不妊手術前に出産した子猫
② 流入猫（登録後１年間に限る）

（６）新たな飼い主探し
・年齢が若い、性格が人懐こい、決められた場所でトイレができる等の飼い猫としての素質がある猫については、可能であれば地域猫として管理するのではなく、室内飼いの猫として飼ってくれる飼い主を探しましょう。
・屋外で管理する地域猫は、どうしても交通事故や感染症等のリスクが高くなります。地域猫活動は飼い主のいない猫を減らすための取組みですので、特定の飼い主の下、安全安心な環境で暮らせることが、その猫の幸せであり、愛護動物の本来あるべき姿です。

参考資料１

北九州市地域猫活動支援事業実施要綱

（目的）
第１条　動物の愛護及び管理に関する法律の理念に基づき、地域住民による飼い主のいない猫に起因する問題解決を図るための地域猫活動の支援を行うことにより、猫の繁殖抑制や生活環境の保全を図り、人と猫との調和のとれた共生社会を実現することを目的とする。

（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　地域猫　特定の飼い主がおらず、地域に住みつき、当該地域の合意のもとで適正に管理する猫をいう。
（２）　地域猫活動　地域住民の同意を得た上で、猫の過剰な繁殖及び排泄物等による被害等を防止するため、地域猫に対して不妊去勢手術の実施、餌の管理及び排泄物の処理等を行う活動をいう。
（３）　活動団体　地域猫活動に取り組む住民等で組織された団体又はグループをいう。

（登録）
第３条　この事業による支援を受けようとする活動団体は、市の登録を受けるものとする。
２　前項の登録を受けようとする活動団体は、次に掲げる事項を記載した地域猫活動団体登録申請書（様式第１号）により市に申請しなければならない。
（１）　活動団体の代表者の氏名、住所及び電話番号
（２）　活動地域（活動の対象とする地域猫の主な生息範囲をいう。以下同じ。）の範囲
（３）　活動者(活動団体を構成する者をいう。以下同じ。)の人数
（４）　活動を行う対象となる地域猫の頭数
３　前項の申請書には、別に定める書類を添付すること。

（登録の要件）
第４条　前条の登録を受けようとする活動団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
（１）　活動地域及び対象の地域猫を特定していること。
（２）　活動地域の住民を一人以上含み、同一世帯又は親族ではない、二人以上の成年者で構成されていること。
（３）　地域猫活動について、活動地域の住民の同意（特定の所有者がいる場所で給餌などの活動を行う場合にあっては、その所有者又は管理者の承諾を含む）を得ており、かつ、当該地域猫活動について地域の理解を得られるよう周知活動を行っていること。
（４）　営利や収益を目的として地域猫活動を行っていないこと。

（５）　活動者の中に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を含まないこと。また、同条第２号に規定する暴力団、暴力団員の所属する団体又はこれらに類する団体と密接な関係を有しないこと。

（登録の承認）
第５条　市長は、第３条第２項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、申請者に「北九州市地域猫活動支援事業」登録承認・不承認通知書（様式第２号）により通知するものとする。
２　市長は、第３条第２項の申請にかかる地域に関して、必要に応じて現地調査を実施することとする。

（市の支援）
第６条　市は、前条の規定による登録の承認を決定した活動団体（以下「登録活動団体」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。
（１）　地域猫活動団体証及び腕章の交付
（２）　地域猫活動の周知、活動地域への説明及び理解の促進に関する支援
（３）　捕獲機の貸し出しや手術の実施等の不妊去勢手術の実施に関する支援
（４）　地域猫の捕獲や適正管理などに関する助言等の支援
２　登録活動団体が前項の（２）（３）に規定する支援を受けようとするときは、別に定める方法により市に依頼すること。

（登録活動団体の活動内容）
第７条　登録活動団体の主な活動内容等は、次の各号に掲げる事項とする。
（１）　地域猫活動の周知及び浸透に関する事項
（２）　地域猫活動に関する地域の合意形成に関する事項
（３）　地域猫の給餌や排泄物の処理等の適正な管理に関する事項
（４）　地域猫の不妊去勢手術のための捕獲等に関する事項
（５）　地域猫活動に起因する苦情などへの対応に関する事項

（活動状況の報告）
第８条　市は、登録活動団体の活動状況及び地域猫の状態について、報告を求めることができる。

（登録事項の変更）
第９条　登録活動団体は、第３条第２項に規定する事項又は同条第３項に規定する書類の内容に変更があったときは、地域猫活動団体登録事項等変更届(様式第３号)により速やかに市長に届出なければならない。ただし、登録を受けた地域と異なる地域（隣接地を新たに含めるようにする場合を含む。）で活動するときは、改めて登録を受けなければならない。

（登録の廃止）
第１０条　登録活動団体は、活動を終了し、又は解散したときは、地域猫活動団体登録廃止届（様式第４号）により速やかに市長に届出なければならない。

（登録の取消し）
第１１条　市長は、登録活動団体が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その登録を取消すことができる。
（１）　第４条各号に定める要件を満たさなくなったとき。
（２）　対象とする地域猫の管理を適正に行っていないとき。
（３）　その他、市長が必要と認めるとき。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるものの他、北九州市地域猫活動支援事業の実施に関し必要な事項は、動物愛護センター所長が別に定める。
付　則
この要綱は、令和８年７月２２日から施行する。

様式第１号

地域猫活動団体登録申請書

令和　　年　　月　　日

北九州市長　様

（申 請 者）
住　　所
氏　　名
電話番号

北九州市地域猫活動支援事業実施要綱第３条の規定により、下記のとおり地域猫活動団体の登録を申請します。

記

活 動 地 域：　　区　　町　　丁目～　　丁目

活動地域の町内会等：
（所有者又は管理者）

活 動 者 数：　　人

活動対象の猫の頭数：　　頭

添付資料
・地域猫活動計画書（様式第５号）
・地域猫活動を行う活動者名簿（様式第５－１号）
・地域猫活動の対象の猫の管理表（様式第５－２号）
・活動地域及び活動場所を記載した地図（様式任意）
・活動地域の町内会等の住民の代表者の同意書（様式第6号）
・活動地域の所有者若しくは管理者の承諾書（活動地域が私有物件の敷地内や公園等で住宅地を含まない範囲に限られる場合に限る。）（様式第7号）
・活動場所の所有者又は管理者の承諾書（活動場所が活動者以外の者が所有する土地又は施設である場合に限る。）（様式第7号）

様式第２号

北九動セ第　　号
令和　年　月　日

様

北九州市長

「北九州市地域猫活動支援事業」登録承認・不承認通知書

年　月　日付で申請のあった地域猫活動団体登録について、下記のとおり決定したので、北九州市地域猫活動支援事業実施要綱第５条の規定により、通知します。

記

１　承認

登録番号	年度　　号
登録年月日	年　　月　　日
団体名	
代表者名	

２　不承認

（理由）

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により当該決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に北九州市に対し、審査請求をすることができます。

様式第３号

地域猫活動団体登録事項変更届

令和　年　月　日

北九州市長　様

（申 請 者）
住　　所
氏　　名
電話番号

地域猫活動の登録事項について変更したので、北九州市地域猫活動支援事業実施要綱第９条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項

変更年月日　　年　　月　　日

様式第４号

地域猫活動団体登録廃止届

令和　年　月　日

北九州市長　様

（申 請 者）
住　　所
氏　　名
電話番号

地域猫活動を終了しますので、北九州市地域猫活動支援事業実施要綱第１０条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	年度　　号
登録年月日	年　　月　　日
終了年月日	年　　月　　日

終了する理由

北九州市地域猫活動支援事業における登録申請及び支援に関する要領

この要領は、北九州市地域猫活動支援事業実施要綱の規定による登録申請及び支援に関する要件及び手続等について定めるものである。

（登録申請）

１　申請者

申請者は、活動団体の活動者を代表する者で、活動地域内に居住する者であること。但し、活動地域内に居住する者がいない場合はこの限りではない。

２　活動地域

活動地域の範囲及び活動場所（給餌場所及びトイレの設置場所をいう。以下同じ。）をあらかじめ特定すること。

３　対象猫

活動の対象とする猫は、活動地域内に生息し、活動者が管理する猫とする。登録の申請にあたっては、事前に対象とする猫の性別、毛色等の特徴及び頭数を特定し、管理表を作成すること。

ただし、不妊手術実施前の対象猫が出産した等の理由で頭数が増加した場合は、猫の管理表とともに、登録事項変更届を提出すること。

４　地域住民等の同意

活動地域の住民へ説明等を行い、理解を得たうえで、活動地域が属する町内会等の代表者の同意を得ること。なお、活動地域が複数の町内会等にまたがる場合は、それぞれの町内会等の住民の代表者の同意を得ること。

ただし、活動地域が住民の居住していない区域に限られる場合、当該活動地域の所有者又は管理者からの承諾を得ることで上述の同意に替えることができる。

また、給餌場所などの活動場所が活動者以外の者が所有する土地又は施設である場合は、当該土地又は施設の所有者又は管理者の承諾を得ること。

５　添付書類

要綱第３条第２項の申請書には次の書類を添付すること。

（１）　地域猫活動計画書（様式第５号）

（２）　地域猫活動者名簿（様式第５－１号）

（３）　地域猫活動の対象となる猫の管理表（様式第５－２号）

（４）　活動地域及び活動場所を記載した地図（様式は任意。）

（５）　活動地域の町内会等の住民の代表者の同意書（様式第６号）又は活動地域の所有者若しくは管理者の承諾書（様式第７号）

（６）　活動場所の所有者又は管理者の承諾書（活動場所が活動者以外の者が所有する土地又は施設である場合に限る。）（様式第７号）

６　申請書の提出窓口

要綱第３条第２項の申請書は、動物愛護センターに提出すること。

（動物愛護センターによる支援）

７　活動団体証等の交付

動物愛護センター所長は、実施要綱第５条の規定により登録を行ったときは、地域猫活動ガイドラインに基づく講習を受講した当該活動団体に対し「地域猫活動団体証（以下「活動団体証」という。）」（様式第８号）及び腕章を交付する。当該活動団体は、実施要綱第７条に規定する活動を行うときは、必ず活動団体証を携帯し、腕章を着用しなければならない。活動団体証及び腕章は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

８　動物愛護センターによる説明会などの開催

地域猫活動を開始するにあたり、市による地域住民や町内会の代表者等への説明を希望する活動団体は、要綱第３条の登録を受けているか否かに関わらず、動物愛護センターへ説明会の開催を依頼することができる。開催を希望する活動団体は、その旨を動物愛護センターに申し出て、日時、会場等について両者で調整の上決定するものとする。

９　動物愛護センターでの不妊去勢手術の実施及び捕獲機の貸出し

登録活動団体は、活動の対象とする地域猫に動物愛護センターでの不妊去勢手術を受けさせようとするときは、事前に手術日の予約をしたうえで、手術日前日までに手術依頼書兼麻酔同意書（様式第９号）を提出するとともに、当該地域猫を動物愛護センターに搬入すること。

手術を依頼した登録活動団体は、手術の実施後、所定の期日までに当該猫を動物愛護センターにおいて引き取り、活動地域に戻すこと。

また、手術を受けさせようとする地域猫捕獲のために捕獲機の貸出しを希望するときは、捕獲機貸出申請書（様式第１０号）を提出のうえ、動物愛護センターで捕獲機の受領及び返却をすること。

手術日、手術頭数及び引取日は次のとおり。

（１）　手術日　毎週火曜日（閉庁日及び獣医師不在時を除く。）

（２）　手術頭数　全団体合計、１日あたり、雌のみの場合は３頭、雄のみの場合は５頭まで。雌雄混在する場合には、事前に相談すること。

（３）　引取日　手術日の属する週の最終開庁日まで。（金曜日が閉庁日の場合は木曜日、金曜日及び木曜日が閉庁日の場合は水曜日。）

様式第５号

地域猫活動計画書

<table>
<tr><td colspan="2">１　活動組織の名称</td><td colspan="2">□あり［　　］
□なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　活動者</td></tr>
<tr><td></td><td>(1)代表者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>(2)活動者の人数</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="11"></td><td rowspan="11">(3)活動者名
及び役割</td><td>氏　名</td><td>役　　割</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">■役割：捕獲、不妊去勢手術、餌やり、トイレの管理、活動地域の見回り・清掃などを記入してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　活動対象猫</td><td colspan="2">頭　　※「猫の管理表（様式第５－２号)」のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　活動地域（範囲）</td><td colspan="2">※ 別紙「活動地域及び活動場所を記載した地図」のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">５　町内会・自治会</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">６　活動計画概要</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">(1)給餌の方法等</td><td colspan="2">場所：別紙「活動地域及び活動場所を記載した地図」に記入</td></tr>
<tr><td colspan="2">時間：</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">(2)トイレの管理
・清掃等</td><td colspan="2">場所：別紙「活動地域及び活動場所を記載した地図」に記入</td></tr>
<tr><td colspan="2">清掃方法：</td></tr>
<tr><td></td><td>(3)活動の周知</td><td colspan="2">□住民説明会等
□回覧、チラシ配布
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td></td><td>(4)活動の報告</td><td colspan="2">□住民報告会等
□回覧、チラシ配布
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">７　その他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第５－１号

地域猫活動者名簿

	氏　　名	年齢	住　　所	電話番号
1				（　　）
2				（　　）
3				（　　）
4				（　　）
5				（　　）
6				（　　）
7				（　　）
8				（　　）
9				（　　）
10				（　　）

様式第５－２号

猫の管理表

活動団体名又は代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 申請時は、太枠内を記入してください。

管理番号	性別	毛色・柄	体格・特徴	不妊去勢手術	死亡
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
１０					
１１					
１２					
１３					
１４					
１５					

様式第６号

地域猫活動に関する同意書

飼い主のいない猫の過剰繁殖を抑制し、猫に起因する問題の解決を図るため、当町内会・自治会の地域内において、下記の団体が北九州市地域猫活動支援事業実施要綱に基づく地域猫活動を行うことに同意します。

令和　年　月　日

町内・自治会名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿町内会・自治会

代表者名（自書）　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

活動団体名又は代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

活動地域（範囲）　＿＿＿＿区＿＿＿＿町＿＿丁目～＿＿丁目

活動内容：対象となる猫の不妊去勢手術、給餌及びトイレ・糞の処理等

様式第７号

地域猫活動に関する承諾書

飼い主のいない猫の過剰繁殖を抑制し、猫に起因する問題の解決を図るため、私の所有（管理）する土地・施設内において、下記の団体が北九州市地域猫活動支援事業実施要綱に基づく地域猫活動を行うことを承諾します。

令和　年　月　日

所有・管理施設名等　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所有者又は管理者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

記

活動団体名又は代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

活動地域（範囲）　＿＿＿＿区＿＿＿＿町＿＿丁目～＿＿丁目

活動内容：対象となる猫の不妊去勢手術、給餌及びトイレ・糞の処理等

様式第８号

グループNo.

北九州市地域猫活動団体証

グループ名

氏　　名

登録年月日　　年　　月　　日

上記の者は、地域猫活動のために活動する活動団体であることを証します。

北九州市動物愛護センター所長

様式第９号

地域猫不妊去勢手術依頼書兼麻酔同意書

令和　年　月　日

北九州市長　様

（申 請 者）
住　　所
氏　　名
電話番号

地域猫活動における下記の猫の不妊去勢手術の実施を依頼します。

記

猫の管理番号	
性　別	メス（不妊）・オス（去勢）
搬入日	年　　月　　日
引取予定日	年　　月　　日

手術を依頼するにあたっては、以下の事項に同意します。

１　手術及び手術のために行う麻酔の過程において、当該猫に事故があったときも北九州市及び実施した獣医師に対して責任を問わないこと。
２　手術中に緊急の処置を行う必要が生じた場合、適宜処置されること。
３　マイクロチップ装着など飼い猫と判明した場合には、手術は実施しないこと。
４　感染症等のため手術が不可能と判断した場合には、手術は実施しないこと。
５　手術後、手術済であることを示すため、一方の耳（雄は右耳、雌は左耳）をＶ字型にカットすること。

様式第１０号

捕獲機貸出申請書

令和　年　月　日

北九州市長　様

（申 請 者）
住　　所
氏　　名
電話番号

地域猫活動にあたり、猫の捕獲のため下記のとおり捕獲機の貸出しをお願いします。

記

貸出台数	台
貸出年月日	年　月　日
返却予定日	年　月　日

参考資料２

地域猫活動支援事業における活動内容

活動主体：代表者(地域住民)を含む活動団体を中心とした地域住民

※【】内はボランティア及びセンターの活動支援番号

〇活動団体

・地域猫活動について、センターに相談する【❷】
・代表者(地域住民)を含む活動団体を組織し、活動区域を決める
・活動に係るボランティアの助言を現場で受け、活動できそうか否かを考える【①】
・活動区域内の町内会等に説明し、町内会長等の同意を得る【❸❹・②】
・活動区域内の野良猫のリストを作成する【③】
・野良猫の捕獲方法、餌のやり方、トイレの設置やふん尿の片付け方法等を確認し、必要に応じて設置場所の所有者に許可をもらう【①】
・申請書及び添付書類を作成し、センターに提出する【①】
・認定後、町内に地域猫活動を開始する旨のチラシを回覧し、特に猫の多い区域にはチラシを配布して個別説明し、理解を得ておく【④・❺❻】
・野良猫を捕獲し、写真と一緒にセンターへ搬入する【⑤・❼❽】
・センターから術後の猫を受取り、元の場所に戻す
・登録した猫に対し、定時定点の餌やり、糞尿の片づけを実施する【①】
・地域猫活動に関する苦情に対応する。必要に応じてボランティアやセンターに相談する【①・❷】
・定期的に、活動状況を町内回覧や個別説明する【④・❺❻】
・毎年４月末までに前年度の活動状況についてセンターに報告する。

活動支援：地域猫活動支援ボランティア

①活動の実務に係る相談・助言及び支援を行う
②町内会等に対する説明会に同席し、活動団体が町内会長等から同意を得る際に必要に応じて同行する
③活動区域内における野良猫の生息状況調査(リスト作成)の援助
④地域住民向け周知啓発チラシの構成内容及び作成の援助
⑤野良猫の適正な捕獲(トラップ設営等)に係る技術的助言・援助

活動支援：北九州市動物愛護センター（センター）

❶地域猫活動について市内周知を行う
❷活動団体やボランティアの相談に乗り、できることを実施する
❸地域猫活動支援事業について依頼のあった町内会等に説明する
❹活動団体が町内会長等から同意を得る際に必要に応じて同行する
❺活動団体の活動を町内等へ周知するチラシ等を印刷する
❻活動団体・ボランティアに腕章及び身分証を交付する
❼野良猫捕獲機を貸し出す
❽野良猫の不妊去勢手術を実施する